ロ）企業の高度な技術力
① 技術提案
1）建築工事（施工計画）に関する技術的着眼点
・全体工程（新事務所棟・立体駐車場の利用開始時期／既存事務所棟・ＰＣ造トールゲートの撤去完了時期を含む）を踏まえた効率的な段階施工に関する技術的着眼点
・事業継続を鑑みた狭小敷地内施工に関する技術的着眼点
・近隣地域の住民、お客様並びに当該事務所の勤務者に配慮した既存建築物撤去に関する技術的着眼点
ただし、上記３点は技術的着眼点を求めるものであり具体的方策を求めるものではない。また、技術的着眼点は、当該工事の特性を反映したものであること。
なお、これらの具体化に伴い生じる調査，解析及び対策のうち、発注者が必要と認めたものについては、その費用について発注者と受注者とで別途協議して定めるものとする。
2）建築工事（安全対策）に関する具体的方策
・作業現場の仮囲い(養生)に関する具体的方策
・既存建築物撤去に関する具体的方策
・鉄骨建て方に関する具体的方策
3）建築工事（品質確保）に関する具体的方策
・基礎に関する具体的方策
・鉄骨加工及び建て方に関する具体的方策
・外装又は屋上防水に関する具体的方策
ただし、以下に示す具体的方策の提案は評価の対象としないため、技術提案に含めないこと。
1）鉄筋の防錆仕様を高耐久なものに変更する提案
2）膨張剤、高機能ＡＥ減水剤の追加等、コンクリート配合に影響する提案
3）ひび割れ低減ネット、繊維補強材等、コンクリートに補強材を追加する提案
4）養生設備が過剰となる提案
5）過剰な設備の追加に関する提案
3）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。
4）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。
⑶ 上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。
⑷ 企業の高度な技術力に係る評価項目について標準案と異なる提案を行う場合は、当該技術提案の内容及び施工計画を記載した確認資料を提出すること。ただし、当該技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意思があるときは、併せて標準案による施工計画を提出すること。また、標準案に対して企業の高度な技術力に係る提案を行わない場合は、標準案による施工計画を提出すること。
⑸ 上記⑷により提出された企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案による施工計画が認められた者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⑹ 上記⑵２）で求めた技術力については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

４　入札手続等
⑴ 担当部署　西日本高速道路株式会社　関西支社　総務企画部　経理課　課長代理　三木　真一　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１番13号　電話06―6344―9241
⑵ 入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法
① 交付期間　令和元年７月17日（水）から令和元年８月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）。
② 交付方法　入札情報公開システムより、提供する。
https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600
当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「191000016」である。
なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後４時まで、上記４⑴の場所において入手することができる。
⑶ 申請書等の提出期間、場所及び方法
① 提出期間　令和元年７月18日（木）から令和元年８月15日（木）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
② 提出場所　上記４⑴に同じ。
③ 提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）すること。
④ その他
・申請書等と併せて、入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。
・入札前価格見積方式に関する技術確認を行う場合は、申請書等の提出期限以後令和元年９月６日（金）までの間を予定している。技術確認は書面、対面又は電話により実施する。
・技術確認の結果、再度、入札前価格見積方式に関する見積書の提出を求める場合がある。
・入札者は会社からの技術確認の有無にかかわらず、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更が発生した場合、令和元年10月２日（水）午後４時00分までに持参又は郵送等の方法により、上記４⑴の場所に金額を変更した入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。なお、提出が無い場合は、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更がないものとみなす。
⑷ 入札書の提出期限、場所及び提出方法
① 提出期限　令和元年10月24日（木）午前11時00分まで。（ただし、郵送による入札については、期限までに上記４⑴へ必着させること。）
② 提出場所　上記４⑴に同じ。
③ 提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参又は郵送すること。
⑸ 開札の日時及び場所
① 開札日時　令和元年10月25日（金）午後１時30分
② 開札場所　上記４⑴の西日本高速道路株式会社１階入札室

５　その他
⑴ 契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 入札保証金及び契約保証金
イ）入札保証金　免除
ロ）契約保証金　納付
ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷ 低入札価格調査　上記３⑴ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。